

調達要求番号：3PXD1AZ1054

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
燃料地下タンク清掃及び漏洩点検役務	大宮駐業補 ー 第 8 号	
	作 成	令和5年11月14日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	大宮駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、大宮駐屯地業務隊が使用する、燃料地下タンクの清掃及び漏洩検査の役務について規定する。

2 設置場所

埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7 陸上自衛隊大宮駐屯地給油所

3 役務に関する要求

3.1 対象タンク

- a) ガソリン10,000L
- b) 軽 油 15,000L、25,000L

3.2 作業内容

- a) 微加圧式機密漏洩検査、液相部検査
- b) 循環式タンククリーニング(ろ過式)

3.3 履行期限等

3.3.1 役務作業

令和6年2月6日、13日又は20日のいずれかに実施とするも、細部は請求元と調整の上決定するものとする。

3.3.2 第7項に示す提出期限

令和6年3月29日(金)

3.3.3 清掃等

作業終了に際し、当該作業に関する場所の清掃等を実施し、作業前の状態へ復帰するものとする。

4 秘密保全

4.1 庁舎内等への出入

庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係ない施設への立ち入りを禁止する。

4.2 情報保全

契約を履行する上で知り得た情報を頼母に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

5 事故防止及び補償

5.1 契約の相手方については、大宮駐屯地の隊員・来客者・第3者・及び作業員に対する事故防止に万全の注意を払い、事故の絶無を期さなければならない。

5.2 契約の相手方については、作業実施間における人身、物損、運搬品の破損及び遺失等の事故が発生した場合、損害賠償についてすべての責任に任じなければならない。

6 その他の指示

6.1 作業に使用する資器材等は、契約の相手方で準備するものとする。

6.2 作業に伴い発生した廃棄物等については、契約の相手方で処分するものとする。

6.3 作業中の安全管理及び作業現場の整理等は、契約の相手方が責任をもって行うものとする。

6.4 作業に関する全般調整は、要求元と調整するものとする。

7 提出書類

役務完了後は漏洩点検報告書(点検済証を含む)2部を検査官に対し提出するものとする。

8 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、契約担当官の任命する検査官等と協議しその指示を受けるものとする。